

京都市職員共済組合規程第2号

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成22年1月20日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程
京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。
第6条中「社会保険庁」を「日本年金機構」に改める。

別表中
「

番号	業 務 名	関 係 機 関
1	基礎年金支払代行業務	地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁
2	基礎年金番号情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁
3	介護保険料，国民健康保険料 (税)及び後期高齢者医療保 険料特別徴収業務	地方公務員共済組合連合会 市 町 村 株式会社みずほトラストシステムズ 国民健康保険中央会 国民健康保険団体連合会
4	住民基本台帳の規定による 本人確認情報交換業務	財団法人地方自治情報センター 株式会社みずほトラストシステムズ
5	厚生年金保険の被保険者で ある間の年金の支給停止に 係る情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁 株式会社みずほトラストシステムズ
6	共済年金支払業務及び統計業務	地方公務員共済組合連合会 総 務 省 株式会社みずほトラストシステムズ

		市 町 村 社団法人地方税電子化協議会
--	--	------------------------

を

番号	業 務 名	関 係 機 関
1	基礎年金支払代行業務	地方公務員共済組合連合会 日 本 年 金 機 構
2	基礎年金番号情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 日 本 年 金 機 構
3	介護保険料，国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料特別徴収業務	地方公務員共済組合連合会 市 町 村 株式会社みずほトラストシステムズ 国民健康保険中央会 国民健康保険団体連合会
4	住民基本台帳の規定による本人確認情報交換業務	財団法人地方自治情報センター 株式会社みずほトラストシステムズ
5	厚生年金保険の被保険者である間の年金の支給停止に係る情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 日 本 年 金 機 構 株式会社みずほトラストシステムズ
6	共済年金支払業務及び統計業務	地方公務員共済組合連合会 総 務 省 株式会社みずほトラストシステムズ 市 町 村 社団法人地方税電子化協議会

に改める。

附 則

この規程は，公布の日から施行し，平成22年1月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)